

感染防止対策に関する取組事項

I. 院内感染防止対策に関する基本的考え方

安心安全の医療を提供するためには、院内感染対策の推進が不可欠であると認識を持ち、すべての職員が高い意識を持って病院全体で感染対策に邁進します。

II. 感染対策に関する取組

1. 組織に関する取組事項

1) 院内感染対策委員会

感染防止対策に関する意志決定機関として、感染対策委員会を設置し、毎月 1 回会議を行い、感染防止対策に関する事項を検討しています。また、必要に応じて臨時委員会を開催しています。

2) 感染防止対策チーム（ICT：インフェクションコントロールチーム）

院内での感染防止対策に関する実働組織として ICT を設置し、定期的な会議と院内ラウンド、抗菌薬の適正使用の指導、感染問題に関する対策の立案と実施を行っています。

2. 感染発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し、注意喚起を行います。感染対策委員会で情報を共有し、必要に応じて感染対策の周知や指導を行っています。

3. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例の発生時には、各部署より ICT へ速やかに報告を行い、ICT は現場の感染状況や微生物・免疫学的検査の結果を病院管理者へ報告し、感染対策を講じて感染拡大の防止を行います。

届出義務のある感染症や感染症の蔓延が生じた場合は、臨時に感染対策委員会を開催し、保健所へ報告し、連携を取り、対応します。

4. 院内感染対策に対する職員研修に関する事項

全職員を対象に感染対策の研修会を年 2 回以上開催しています。また、各部門種別での研修会へ参加し、感染対策の意識・知識・技術の向上に努めています。

5. 院内の抗菌薬の適性使用に関する事項

抗菌薬適性使用マニュアルにもとづき処方を行っており、カルバペネム系抗菌薬剤、第 4 世代セファム系抗菌薬、抗メチシリン体制黄色ブドウ球菌薬の使用届け出制を実施し、培養結果に応じて薬剤師による情報提供や持続的な介入実施し、抗菌薬適性使用をおこなっています。

6. 地域連携に関する事項

地域の病院・医療施設・保健所と連携し、各施設の感染対策に関する問題点を協議しています。

また、感染管理基幹病院によるコンサルテーションやラウンドなどにより指導を受けるなど、地域全体で感染対策に取り組んでいます。

7. 患者様への情報提供に関する事項

感染症が流行する時期はポスター等の掲示物で情報提供を行います。また、合わせて感染防止の意義、手洗い、マスク装着などについて理解とご協力をお願いしています。

8. その他院内感染対策推進のために必要な基本方針

感染対策に関するマニュアルを各部署へ配備し、感染対策のための基本的な考え方や具体的な対策について周知を行っています。全職員が基本的な感染対策を実施し、院内感染予防に努めています。

